

大阪 I R（統合型リゾート）説明会 職員説明要旨

内 容：大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の概要について
説明者：IR 推進局職員

- 大阪府・大阪市におきましては、平成 29 年度に共同で I R 推進局を設置し、夢洲への I R 誘致に向け、取り組みを進めています。
- 令和 3 年 9 月に MGM・オリックスコンソーシアムを設置運営事業予定者として選定し、事業者と共同して、大阪 I R の区域整備計画案を策定しました。その後、パブリックコメント、公聴会、府議会・市会の議決を経て、国へ申請し、本年 4 月に国から認定を受け、9 月に事業者と実施協定等を締結したところです。
- 本日は、大阪 I R の区域整備計画、正式には「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」と言いますが、この概要などにつきまして、ご説明させていただきます。

< 1 ページ >

- それでは、資料 1 の 1 ページご覧ください。まず大阪に I R を整備する意義についてお話いたします。
- わが国におきましては、人口減少や超高齢化が進むことが予想されていますが、こういったことによる、消費需要や労働力の減少が懸念される状況にあります。
そのため、大阪府・市としては、将来性が見込まれる成長産業への注力が必要であると考えており、その成長産業の大きな柱が「観光」であると考えています。
- 「観光」は、非常に裾野が広く、幅広い産業分野に効果が波及するため、経済効果が大きいと言われています。
- この間、新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、直近の日本政府観光局の調査結果を見るとインバウンドは回復傾向にあり、ポストコロナにおいても、インバウンドは引き続き大きな可能性があると考えております。
- 大阪府・市としては、この観光分野を基幹産業とし、“大阪のさらなる成長”に向け、世界中から新たに人・モノ・投資を呼び込む I R の導入が必要と考えています。

○では、大阪 I R の具体的な内容に入ります。

- 大阪 I R の目標として、
「世界水準のオールインワン M I C E 拠点の形成」、
「国内外の集客力強化への貢献」
「日本観光のゲートウェイの形成」の 3 点を掲げています。

○長期・安定的な事業実現にむけて、事業期間を 35 年と設定しています。

○大阪 I R の設置場所は、夢洲でございまして、敷地面積は約 49.2 万平米です。

○この事業用地は、大阪市が所有しており、大阪市と、I R 事業者との 35 年間の事業用定期借地権設定契約となります。

賃料は、年間で約 25 億円となります。

< 2 ページ >

○次に 2 ページをご覧ください。

○大阪 I R は、全ての主要交通拠点が半径 30km 以内に集積している臨海部の「夢洲」に位置し、利便性の高いアクセスが可能となっています。他都市と比較しても、優れたポテンシャルを有していると考えています。

○詳細は、後ほどご覧いただければと思います。

< 3 ページ >

○次に、3 ページ、大阪 I R のコンセプトです。

基本理念を『あらゆるものを「結ぶ」起点となる』とし、コンセプトとして「結びの水都」、ビジョンとして「“WOW” Next」を掲げています。

○「MGM が展開する世界最先端の“WOW”」と「大阪・関西が誇る観光・産業・文化にわたる魅力・ポテンシャル」を融合させることにより、

「世界最高水準の成長型 I R を地域とともに実現する」、「観光産業の高度化、持続可能性の向上に寄与」することとしております。

< 4 ページ >

○次に、4 ページをご覧ください。

○大阪 I R の事業者については、本社を大阪市に置く、「大阪 I R 株式会社」が設立されています。

構成員として、合同会社日本 MGM リゾーツとオリックス株式会社の 2 社を中核株主として、資料に記載のとおり、関西地元企業を中心とする少数株主 20 社が予定されています。

○右側の中程に記載のとおり、出資割合は、MGM、オリックスがそれぞれ約 43%、少数株主 20 社で約 15%を出資する予定です。

○I R リーディングカンパニーの MGM 社のノウハウと、各分野で豊富な実績を持つ協力会社が連携しながら国際競争力を有する I R を実現します。

<5 ページ>

○次に5 ページをご覧ください。

○「初期投資額」は、約1兆2,700億円、年間売上は約5,200億円であり、そのうちノンゲーミング（カジノ施設以外からの収入）が約1,000億円、ゲーミングが約4,200億円と試算しています。

○「資金計画」としては、資金調達額の約1兆2,700億円に対して、事業者が約7,200億円を出資し、残り約5,500億円を借入れとしています。

借入につきましては、プロジェクトファイナンスによる借入れとし、三菱UFJ銀行、三井住友銀行からコミットメントレターを取得するなど、資金調達の確実性が担保されたものとなっています。

○次に、開業時期は、2029年秋から冬頃と想定していましたが、IR整備法に基づく各種手続きの期間等を踏まえ、開業時期を1年程度見直し、2030年の秋頃をめざします。

○また、IR事業の実現には、現時点での不確定事項・課題（新型コロナウイルス感染症の影響、国の詳細制度設計、夢洲特有の課題等）の解決が必要不可欠です。

○大阪府・市及びIR事業者は、これらの課題解決とIR事業の実現に向け、引き続き公民連携して取り組みます。

<6 ページ>

○次に6 ページ「IR施設の規模」についてご説明いたします。

表の最下段に記載のとおり、総延床面積約77万㎡を予定しています。

それぞれの施設の概要については、7 ページ以降でご説明いたします。

<7 ページ>

○まず、MICE 施設です。

「国際会議場施設」につきましては、主催者のニーズに応じて、多用途に利用可能な会議室を一体的に配置し、全ての収容人員の合計が、概ね12,000人以上となる施設を整備します。

○会議室の区画として、6,000人以上を収容できる最大国際会議室と、中小の会議室を配置します。

各国との首脳級の会合など、重要な国際会議にも対応可能な機能を整備します。

○「展示等施設」につきましては、約10,000㎡のホールを2室、トータルで約20,000㎡の展示施設を整備します。

○また、大規模なMICEイベントにおける一体利用を想定し、

MICE施設に隣接した屋外に、イベントスペースを配置するとともに、

オンラインイベントの同時開催や、来場者の利便性に対応すべく、安定性・実用性の

高い通信環境を整備します。

< 8 ページ >

○次に、8 ページの左側「魅力増進施設」につきましては、コンテンツの種類・特性に合わせた 5 つの施設を設置することにより、日本の魅力の創造・発信を行うこととしております。

○具体的には、(資料の左下に記載していますが、) 伝統芸能に関する多彩なプログラムを提供する「ガーデンシアター」や、華道・茶道・香道^{こうどう}の体験ができる「^{きんどう}三^{さん}道体験スタジオ」、大阪・関西の食文化の魅力を伝える「ジャパン・フード・パビリオン」などを計画しています。

○資料の右側「送客施設」としまして、(資料の右下に記載していますが、) 最新の観光情報を紹介するショーケース機能や、旅行の企画・提案・手配をワンストップで提供するコンシェルジュ機能をもつ「関西ツーリズムセンター」のほか、バスターミナルやフェリーターミナルを整備し、夢洲から大阪内外へのアクセスを強化し、日本観光のゲートウェイの形成をめざします。

○これら魅力増進施設と送客施設の連携により、大阪 I R から、日本各地に観光客を送り出し、その効果を波及させます。

< 9 ページ >

○次に 9 ページです。

○「宿泊施設」につきましては、日本有数の規模となる約 2,500 室の客室を整備し、その約 20%以上をスイートルームとします。

○グレードの異なる 3 つのホテルの設置を予定しており、利用者の需要の高度化・多様化に対応して、コンセプトや仕様に変化を加えたバラエティ豊かな客室を導入するとともに、富裕層の需要にも対応できるよう、最高級クラスの客室を整備いたします。

< 10 ページ >

○「来訪及び滞在寄与施設」につきましては、大阪 I R におけるエンターテインメントの中心となる施設を設置し、ビジネス客からファミリー層まであらゆる人が楽しめ、大阪 I R の象徴となるような国際的なエンターテインメント拠点の形成をめざすこととしています。

世界的なアーティストによるコンサートなどを行う「夢洲シアター」や、水とみどりが広がる開放感ある「結びの庭」等を整備するほか、国内外の有名シェフやレストランと連携した「飲食施設」など設置することとしています。

- また、右下の「カジノ施設」につきましては、マスやプレミアム、VIP といった顧客層の属性と嗜好に合わせたフロア配置とするほか、カジノ施設を利用しない来訪者への配慮といたしまして、外部から目立たない配置・デザインを計画しています。
- 以上、ここまでが、大阪 I R の各施設の概要でした。

< 1 1 ページ >

- 次に 1 1 ページをご覧ください。
- 大阪 I R は、地域経済・地域社会へ様々な貢献をしていきます。こちらに主なものをまとめております。
- いくつかご紹介しますと、
地元企業からの積極的な調達や、地域ブランディングの向上、ビジネスマッチング機会の創出など中小企業、スタートアップ企業の支援など計画しています。
- また、会員ポイントプログラムや I C T 等の総合活用を行うことで、
大阪・関西、広域への送客強化、周遊促進及び地域での消費喚起を行います。
- さらには、女性、シニア、障がい者など多様な人材に対する柔軟な働き方や快適な労働環境等を提供するとともに、教育機関等と連携した人材育成プログラムの提供や継続的な職業訓練により、高度なグローバル人材の育成を図ります。

< 1 2 ページ >

- ここからは、I R 誘致に伴う懸念事項への対策についてご説明いたします。
I R の中にカジノができることや、国内外から多くの旅行者が来阪することなどから、ギャンブル等依存症の増加や治安の悪化などを心配する声がございます。
大阪府・市および I R 事業者は、こういった懸念事項に対して、万全の対策を講じていくこととしています。

< 資料 2 >

- まず、ギャンブル等依存症対策です。
- 資料 2 の「ギャンブル等依存症への取り組みについて」をごらんください。
- 大阪 I R の実現に向けて、既存のギャンブル等に起因するものも含めて、ギャンブル等依存症問題に正面から取り組み、ギャンブル等依存症対策のトップランナーをめざし、発症・進行・再発の各段階に応じた、防止・回復のための対策について、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的な取り組みを構築・実施していくこととしています。
- 具体的な取り組みをご説明させていただく前に、I R 整備法において、どのような規

定がなされているのか、その主なものについてご説明します。

○資料の中段の「ＩＲ整備法による規制」とありますが、

- ・日本人等のカジノ施設への入場回数を連続する 7 日間で 3 回、連続する 28 日間で 10 回に制限
- ・マイナンバーカードを利用した、厳格な本人確認
- ・本人・家族等の申し出による利用を制限する措置
- ・日本人等のカジノ施設への入場者に対し、1 回 6,000 円の入場料の賦課などが規定されています。

○続いて、区域整備計画に取りまとめた対策について、記載しています。

○資料の左側には、ＩＲ事業者が実施する対策をお示ししています。

○生体認証などの最先端のＩＣＴ技術を活用したカジノ施設の入退場管理を実施し、ＩＲ整備法に定めのある入場等回数制限措置や本人・家族等の申出による利用制限措置を厳格に実施していきます。

○このほか、24 時間 365 日利用可能な相談体制の構築、訓練されたスタッフによる視認とＩＣＴ技術を活用した問題あるギャンブル行動の早期発見、賭け金額や滞在時間の上限設定を可能にするプログラムの導入など、カジノへの依存を未然に防止するための取り組みを行っていきます。

○続いて、資料の右側には、大阪府・市が実施する対策をお示ししています。

○大阪独自の支援体制の構築として、新たに、「(仮称)大阪依存症センター」を設置します。ここでは、悩みを抱える方に対して、医師・相談員・心理士など多職種による相談と併せて、自助グループや司法書士等の関係団体による相談をワンストップで提供するとともに、依存症対策の企画立案、調査研究なども行い、このセンターを中心として、総合的な支援体制の強化・拡充を図ります。

○さらに大阪府・市においては、区域整備計画作成後もギャンブル等依存症対策について着実に取り組みを進めています。

○具体的には、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、「大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例」の制定や知事をトップとする「大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部」を設置するとともに、区域整備計画の内容や目標値も踏まえ、第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、取り組みを行っています。

○資料の裏面（2 ページ）をご覧ください。「第 2 期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」の概要をお示ししています。

○第 2 期推進計画では、令和 5 年度から 7 年度までを計画期間とし、

「普及啓発の強化」、「相談支援体制の強化」、「治療体制の強化」、「切れ目のない回復支援体制の強化」、「大阪独自の支援体制の推進」、「調査分析の推進」、「人材の養成」を 7 つの基本方針とし、重点施策ごとに目標値を設定して計画的な推進を目指すこ

ととしています。

○資料の中段には、7つの基本方針に基づいた主な取り組みを記載しています。

○若年層を対象とした予防啓発の強化として、

高等学校などの生徒を対象としたギャンブル等依存症についての啓発資材を作成するとともに予防啓発のための授業等を実施します。

○このほか、

- ・依存症に関する各種情報が一元的に集約された依存症総合ポータルサイトの整備
- ・SNSなどを活用した相談体制を整備
- ・ギャンブル等依存症に対応可能な医療機関を増やすため、ギャンブル等依存症の早期発見・介入等を行うための簡易マニュアルを作成し、かかりつけ医等の一般医療機関を含めた医療機関の職員を対象とした研修の実施
- ・先ほどもご説明しましたが、新たな支援拠点として、(仮称)大阪依存症センターの整備

などに取り組むこととしています。

○次に、「令和5年度実施するギャンブル依存症の主な取り組み」を掲載しています。先ほどの「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」に沿って、万全の対策を講じていくこととしています。詳しくは後ほどご確認ください。

<13ページ>

○それでは、資料1の13ページにお戻りください。資料の左側に、「治安・地域風俗環境対策」をお示ししております。

○IR事業者は、万全の防犯・警備体制を構築し、あらゆる来訪者の安全・安心を守り、地域全体の治安維持に貢献します。

○具体的には、24時間365日体制の総合防災センターを中核機能とし、最新の技術を活用したシステム等を導入し、IR区域内の監視・警備を行うほか、マネー・ローンダリング対策として、内部管理体制の構築、従業員の教育訓練などを実施します。

○また、20歳未満の者のカジノ施設への入場を禁止すること等により、青少年の健全な育成を確保します。

○次に「大阪府・市が実施する対策」といたしましては、

IR開業に合わせて、夢洲内に警察署・交番等の警察施設を設置し、IR開業に向け、段階的に警察職員を約340人増員した上で、夢洲内の警察署等を含む大阪府内の警察施設に適正配置するなど、警察力の強化を図ることとしています。

○次に、右側の「危機管理・防災対策」につきましては、

IR事業者は、高い耐震性能の確保や津波や高潮に備えた建築設計、帰宅困難者の支

援など、来訪者・従業員の安全を第一に考えた施設設計と運営体制の構築を図るほか、大阪府・市は夢洲内への消防拠点の設置などに取り組むこととしています。

< 14 ページ >

○続きまして 14 ページは「IR 整備による経済的・社会的効果」についてまとめております。

○まず、IR 区域への来訪者数は年間約 2,000 万人、
うち国内からは年間約 1,400 万人、海外からは年間約 600 万人を見込んでいます。
国では、2030 年に訪日外国人旅行者数を 6000 万人とする目標を掲げているので、その 1 割を大阪 IR で担うという数字になっています。

○次に、経済波及効果が建設時で約 1 兆 9,100 億円、運営時で年間約 1 兆 1400 億円、
雇用創出効果が建設時で約 14.0 万人、運営時で年間約 9.3 万人、
さらに、地元調達額といたしましては、建設時において約 1 兆 700 億円、運営時において年間約 2,600 億円となっております。

○そのほかにも、資料右側に記載のとおり、MICE 事業や送客機能を通じて、IR 立地による効果を高めていくこととしております。

< 15 ページ >

○次に、15 ページをご覧ください。

「納付金・入場料等の見込み額及び使途」ですが、年間約 1,060 億円の収入を見込んでおり、これを大阪府と大阪市で均等配分します。

○また、この納付金等のほか、大阪府・市あわせて年間約 140 億円の税収を見込んでいます。

○資料の左側ですが、納付金等は、ギャンブル等依存症対策、警察署・消防拠点の設置運営、夢洲まちづくりに関連するインフラ整備など、IR の立地に伴い、必要となる施策に充当してまいります。

○その他の一般施策として、観光の振興や地域経済の振興、社会福祉の増進に関する施策など、
府民の暮らしの充実、大阪のさらなる成長に向けての投資に活用することを想定しています。

< 16 ページ >

○続いて 16 ページをご覧ください。

○国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に向けて、大阪府・市において、様々な取り組みを行います。

○ I R を中心に夢洲全体として、スマートシティをコンセプトに、

大阪・関西・日本観光の^{かなめ}要となる、新たな国際観光拠点の形成をめざしています。

○そのために大阪市は、夢洲地区への訪問者増加等に対応するため、交通インフラを整備します。下段のパス図は、イメージを示しています。

- ・夢洲への南からの鉄道アクセスとして、大阪メトロ中央線を延伸（北港テクノポート線）し夢洲に新駅を整備します。

- ・また、道路アクセスとして、北側の舞洲から夢舞大橋、南側の咲洲から、夢咲トンネルが接続しています。

夢洲内の観光ゾーンへの動線は、外周道路を整備し、公共の交通広場も整備するとともに、高架道路を整備し、観光と物流ゾーンの動線の分離を図ります。

- ・さらに、船によるアクセスを想定して、関西国際空港や神戸空港及び近傍の集客施設と結ぶ小型客船などが航行（こうこう）できるように、公共の係留施設（浮桟橋）等を整備します。

○また、大阪全体の MICE 誘致戦略の策定や、府内自治体等との連携による広域観光ルートの開発などを行っていきます。

○こういった取組みにより、大阪 I R を含む夢洲の国際観光拠点の価値を高めるとともに、I R の相乗効果を最大限引き出し、大阪関西の更なる成長をめざしていきます。

< 17 ページ >

○地域の合意形成に向けたこれまでの取組と公募手続きについて、掲載しています。

○区域整備計画の作成にあたっては、説明会や公聴会、パブリックコメントを実施のうえ、大阪府議会、大阪市会での議決を経て、冒頭申し上げた通り、昨年 4 月に国へ認定申請を行い、本年 4 月に認定を受けたところです。

< 資料 3 >

○なお、国からの認定に当たっては、7 つの条件が付されたところです。資料 3 は、国から付された 7 条件とそれらに対する対応についてまとめています。

○国から付されたこれら条件に関しては、開業に向けての計画のブラッシュアップ、今

後の継続的な取組みの実施、さらには、開業以降の取組みにおいて適切に対応していくことが重要であると考えており、事業者と公民連携して取り組んでまいります。

○各条件に対する対応としては、

○「１ 建築デザイン」に関する条件については、

今後、事業者が詳細設計等を進めるにあたり、日本らしいデザインの強みをより感じられるような空間デザインとしていくこととしています。

○「２ 効果推計の精緻化・推計値の実現等」については、

引き続き精緻化を図っていくとともに、推計値の実現に向けた取組を着実に進めていくこととしています。

集客への取組みについては、複合型MICE施設や世界トップクラスのエンターテインメントなどを通じて、世界中からビジネス客やファミリー層などの新たな来訪をめざしていくこととしています。

○「３ 非カジノへの投資」については、

カジノ以外の中核施設やコンテンツ更新・開発への再投資等により、長期的にはノンゲーミング事業の収益増加をめざすこととしています。

○「４ 土地課題関係」のうち、

地盤沈下については、建物建設時及び開業後の対応ともに事業者において適切に対策を実施するものですが、継続的な沈下量計測のモニタリングを行うなど、適切に対応していきます。

○液状化対策については、専門家の助言を受けながら対策の検討を進め、本年９月にその結果をとりまとめたところですが、IRが国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることを踏まえ、今後も高い安全性の確保を重視・前提とした対策を講じていきます。

○土壤汚染については、現在判明している砒素・フッ素等以外は想定しておりませんが、仮に新たな事象が判明した場合は、関係法令等に則り、適切に対応していきます。

○「５ 地域との十分な双方向の対話」については、

○本年度は、セミナー形式ではなく、区域整備計画の説明と質疑応答に特化した「説明会」として開催しており、引き続き、府内各地域において複数回開催する予定です。

○「６ ギャンブル等依存症対策」については、

先ほどご説明したとおり、様々な取組みを進めているところであり、府市一体となって、今後も正面から取り組み、万全の対策を講じていきます。

○「７ コンテンツの充実、計画の適時見直し」については、

開業後も、カジノ収益を活用した再投資により、継続的に施設の魅力向上を図りながら、成長型 IR として持続的な発展をめざしていくこととしています。

<資料 4>

○最後に、本年 9 月 28 日付けで、大阪府市と大阪 IR 株式会社が締結した IR 関連協定等の主な内容についてご説明いたします。

○資料 4 の 1 ページの「IR 関連協定等の重要項目」をご覧ください。

○まず、「①実施協定」ですが、「契約主体」は、大阪府と大阪 IR 株式会社となります。

○「事業期間」は、35 年間とし、期間終了後は原則 30 年間延長できることとしております。

○資料右上の「拡張整備」につきましては、開業後 10 年以内に展示等施設の 6 万㎡以上の拡張計画決定、事業期間内に展示等施設 10 万㎡以上、宿泊施設 3,000 室以上の拡張計画決定・実施としておりますが、※印にありますように、整備の時期・規模等は、需要動向、施設の状況、事業者の財務状況、土地課題対策費用の債務負担行為設定状況等を踏まえて、必要に応じて見直すこととしています。

○次の「事業前提条件に基づく解除」については、税務上の取り扱い、カジノ管理委員会規則の国際競争力・国際標準の確保、資金調達における融資実行の合理的見込、土地・土壌に関する市における適切な措置等の実施等、観光需要の回復見込みなどを条件として、行使期限を 2026 年 9 月末までとする大阪 IR 株式会社の解除権を設定しています。

○一方、合理的な理由なく、大阪 IR 株式会社が開業に向けた活動を行っていない場合には、府の解除権も設定しております。

○続いて、2 ページをご覧ください。

○「モニタリング」については、毎年度、事業実施評価等を実施することとしています。

○次に「継続判断基準」については、IR の区域認定の有効期間は当初 10 年、更新後は 5 年毎となっており、IR が計画に従って着実に実施されているか、一定期間毎に確認を行うこととなっていることから、安定的・継続的な事業運営の確保のため、継続判断基準を策定しています。

○そのうえで、府は、公益上必要と認める場合、区域整備計画の認定の更新申請を行わないこと、取消の申請をすることができることとし、継続判断基準の事由による場合、府は一切の責任を負わないこととしています。

○一方、府が継続判断基準以外の事由により、認定の更新の申請を行わない場合等については、府は、逸失利益は除いて、大阪 IR 株式会社が現実に被った通常生ずべき損害を大阪 IR 株式会社に補償することとしています。

○資料右側の「リスク分担」については、基本的には、需要変動リスクを含め、本事業に係るリスクは、事業者が負うこととしており、不可抗力等による場合及び法令等の

変更による場合の取り扱いを定めています。

○次に、3 ページをご覧ください。

○「②事業用定期借地権設定契約書」ですが、「契約主体」は、大阪市と大阪 I R 株式会社となります。

○「賃料」については、1 か月・1 m²あたり 428 円としており、区域整備計画の更新時期にあわせて、当初 10 年間は不増額とし、その後 5 年毎に、市の一般的な基準である、名目 GDP 変動率等のスライド率による賃料改定を行うこととしています。

○資料右上の「契約不適合責任」については、下段に記載している場合を除き、市は一切の責任を負わないこととしています。

○「土地課題対策の実施・費用負担」については、土壌汚染対策、液状化対策等の土地課題対策は大阪 I R 株式会社が実施し、増加負担のうち妥当と認める額を市が負担することとしています。

○但し、支払いは、土地引渡し及び建設着工が行われた場合に、債務負担行為の範囲内で、支払期日に実施協定が有効に存続していることを条件に、市が合理的に判断する範囲で支払うこととしており、また、大阪 I R 株式会社の帰責事由により、全部開業までに実施協定、本契約等が解除された場合には、大阪 I R 株式会社は支払いを受けた土地課題対策費用を市に返還することとしています。

○なお、I R 開業に必要な土地課題対策費用として、既に議決を得ている債務負担行為の限度額 788 億円とは別に、拡張整備に伴い土地課題対策が必要となる場合においても、同様に市が負担することとしています。拡張計画は未定であり、特定された具体的債務が生じているものではなく、現時点において、債務負担行為を設定するものではありません。

○次に「特定地中埋設物撤去」については、通常想定し得ない地中埋設物の存在が判明した場合、市が除去工事等の費用を負担することとしています。

○「地盤沈下対策」については、大阪 I R 株式会社は必要となる地盤沈下対策等を適切に実施するものとしており、また、市が使用した埋立柱の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下等が生じ、通常予測され得る程度を超える地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合のみ、市が地盤沈下対策等の費用を負担することとしています。

○次に、4 ページをご覧ください。

○「③立地協定（立地市町村等）」でございますが、「趣旨」は記載のとおりで、「契約主体」は、大阪府、立地市町村としての大阪市、大阪 I R 株式会社となります。

○「継続判断基準」及び「法令等変更」については、実施協定で定めた府の場合と同様に、市の場合の取り扱いを規定しています。

○その他、最下段に記載しているとおり、3 者間で定めておくべき内容を規定しています。

○最後に、5 ページをご覧ください。

○「④立地協定（土地所有者）」ですが、「趣旨」は記載のとおりで、「契約主体」は、大阪府、土地所有者としての大阪市、大阪 I R 株式会社となります。

○「インフラ負担金」や「拡張予定地の暫定利用」に加え、「夢洲全体の地盤沈下管理」では、その重要性を認識し、適切な地盤沈下対策の実施等に係る事項を定めることなどについて確認することとしています。

○その他、こちらも同様に、3 者間で定めておくべき内容を規定しています。

○以上で、大阪 I R の区域整備計画などについての説明を終わります。

○府市としましては、今後もこのような説明会等、様々な形で、大阪 I R の意義や効果、懸念事項対策などについての情報発信に努めながら、大阪の更なる成長のため、I R の実現に向けて取り組んでまいります。

○ご清聴ありがとうございました。